

豊明市議会の議員の定数を定める条例の改正請求書

請求の要旨

1. 要 点

豊明市議会議員の定数を15人とするよう条例の改正を求めます。

(現在の20人から、5人を削減する。)

2. 私たちの主張

- ① 豊明市は近隣6市と比較すると、一人当たり市税収入も財政力指数も最低だが、歳出に占める議会費の割合は最高であり、分不相応の議会となっている。
- ② 人口わずか7万人弱の小都市に、20人の議員、一人670万円／年もの報酬は財政負担が大きすぎる。
- ③ 5人削減すれば3,500万円／年、一期1億4,000万円の財源が節約でき、子育て支援、教育などの市民サービス向上が期待できる。
- ④ 議案質疑や政策提言も不十分で、不毛な政争に明け暮れる大多数の不勉強な議員は、そのコストに見合う成果を上げていない。
- ⑤ 地域課題の市政への反映は、各区の区長が担っており、議員削減による財源で報酬を引き上げるべきである。
- ⑥ 市政に関するその他の課題も、各種委員会等への市民参加、タウンミーティングなど市民の直接参加施策を拡充し、議会は少数精銳で、全市的かつ高度な政策を議論すべきである。

3. 経 緯

- ① 昨年12月議会に「市民の会」より「豊明市議会議員の定数削減を求める陳情」を1,244名の署名とともに提出した。委員会には2名の会員が出席して意見陳述し、委員からの多岐にわたる質問にていねいに回答したが、不採択とした。議員定数をお手盛りで自ら決めることに対し、民意を慮る謙虚さがない。
- ② 厳しい財政状況に対し、市長部局では市長給与半減、職員削減等による身を切る行革で財源を生み、市民サービス向上に努めているが、議会においてはそうした努力が全く見られない。むしろ、不毛の対立で会議録作成費、超過勤務手当など経費が増大している。

上記により、私たちは市民に広く意見を求め、賛同者の署名をもって、議員の定数を定める条例の改正を求めるものです。

請求代表者

自営業

印

自営業

印

上記のとおり地方自治法第74条1項の規定により別紙条例案を添え条例の改正を請求します。

平成26年 9月 8日

豊明市長 石川英明 殿